



事務連絡
平成 23 年 4 月 20 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
全国健康保険協会
健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局総務課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課

東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の
概算請求に関する按分方法について

「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて」（平成 23 年 4 月 15 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡等。以下「出産育児一時金概算請求事務連絡」という。）により、出産育児一時金等の概算による請求について示したところであるが、当該請求に関する保険者による按分については、下記のとおり取り扱うこととするので、その運用に当たっては、十分に留意の上、遺漏なきよう取り計らい願いたい。

記

出産育児一時金概算請求事務連絡の 1 に定める概算請求が行われた出産育児一時金等に関する保険者の支払は、支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。）が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。

（按分方法）

病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）ごとに、平成 22 年 11 月 25 日、12 月 10 日、25 日、平成 23 年 1 月 10 日、25 日及び 2 月 10 日受付分に関する各保険者の当該医療機関等に対する出産育児一時金等の支払実績（直接支払制度によるものに限る。）に基づき按分する。